

三郷市市民パブリック・コメント手続条例の解説

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 政策等を定める場合の一般原則
- 第4条 適用除外
- 第5条 パブリック・コメント手続
- 第6条 パブリック・コメント手続の特例
- 第7条 パブリック・コメント手続の周知等
- 第8条 提出意見の考慮
- 第9条 結果の公表等
- 第10条 準用
- 第11条 公表の方法
- 第12条 実施状況の公表
- 第13条 委任
- 附則

(目的)

第1条 この条例は、市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、パブリック・コメント手続を実施することにより、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図り、もって市民自治の確立及びより良質な市政の実現に資することを目的とする。

【解説】

パブリック・コメント制度の目的は、市民の意見を市政に反映させることです。この制度の実施により、市民生活に重要な政策等の立案から、案の決定に至る過程と、市民の意見に対する市の考え方が公表されることにより、行政運営の透明性の向上が図られるものです。

この制度は、政策等に対する市民の賛否を問うものではなく、政策等の意思決定に当たり市民の有益な意見や情報を得ることによって、政策等の内容をより良いものとするためのものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内の学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ 実施機関が行うパブリック・コメント手続に係る事案について利害関係を有する者

(2) パブリック・コメント手続 市民から、政策等の案（定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）についての意見（情報を含む。以下同じ。）を募るための手続

(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び

固定資産評価審査委員会

- (4) 政策等 実施機関が定める次に掲げるもの（特に重要なものについては、その構想、及び議会の議決を要するものについては、その案を含む。）をいう。
- ア 行政計画（市の総合的な計画、市の部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、方針等をいう。以下同じ。）
- イ 条例等（市の条例並びに市長その他の執行機関の規則及び規程並びに企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程をいう。）（処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）の要件を定める告示を含む。以下「規則等」という。）をいう。以下同じ。）
- ウ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し、行政指導（市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。）をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）
- (5) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに埼玉県の条例及び同県の知事その他の執行機関の規則

【解説】

条例中の重要な用語について定義しています。

第1号は、市民について定義しています。地方自治法で定める住民（市内に住所を有する者で、外国人市民や法人を含む。）のほか、市内の事業所に勤務している者や市内の学校に通学している者、また、納税義務を有する者、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体の他、広く意見を求めるため利害関係を有する者をいいます。

第2号は、市民生活に重要な政策等を定める際に、政策等の案や関連する資料等を公表し、市民から案に対する意見を募るための手続を定めています。

第3号は、市長その他の執行機関を実施機関として定めています。

第4号は、パブリック・コメント手続の対象となる政策等を定めています。行政の効率性を考えるとすべての政策について、この手続を実施することは困難であるので、対象とする政策等は、市民の権利や義務に対する影響や市民の関心度などから、市民生活において重要なものとししました。

また、政策の構想段階では、審議会への公募委員の参加、ワークショップ、説明会、市民アンケートなど、政策等の内容にふさわしい多様な方法により市民参加が図られていますが、特に重要な政策等については、早期の政策等の案が固まる前の段階で素案を公表して広く市民に意見を求めることも重要です。そこで、構想の段階でパブリック・コメント手続を行うこととしています。

ア 行政計画は、市の政策等の基本となる計画や方針であることから対象としています。パブリック・コメント手続の対象としては、総合計画のほか、政策領域別計画を対象としています。

イ 地方公共団体は、条例や規則などを定めることができます。条例では市民に義務を課し、市民の権利を制限することや、違反した者に対して罰則を科すことを、長の規則では違反者に対して過料を科すこともできます。条例や規則などは、その内容によっては市民生活に大きな影響を及ぼすことや行政運営の基本的な姿勢を示すなど行政運営において重要な事案であることから対象としています。また告示の中には、住民の権利義務に関する規律を行う法規として、

処分の要件を定めるものがありますので、これに限り、手続の対象となります。

ウ 行政指導とは、市の機関がその任務または所掌事務の範囲内で、一定の行政目的を実現させるために一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分や公権力の行使に当たらないものをいいます。行政指導指針とは、この行政指導が同一の行政目的実現のために一定の条件に該当する複数の者に対して行われる場合に、共通して内容となる事項のことをいいます。

第5号は、法令について定めています。

(政策等を定める場合の一般原則)

第3条 実施機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の福祉の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法令及び条例等の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。

2 実施機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済環境の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

【解説】

実施機関が、政策等を定めるに際しての姿勢を定めています。また、政策等は、一度策定されると硬直性を持つ場合がありますので、実施機関は、政策等を定めた後においても、政策等の実施状況や、社会経済環境の変化等に的確に対応した内容について見直し等に努めることについて定めています。

(適用除外)

第4条 次に掲げる政策等を定める場合は、この条例の規定(前条の規定を除く。)は、適用しない。ただし、実施機関が第1条の目的に照らしパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市の条例の施行期日について定める市長の規則
- (2) 法令又は市の条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則等(市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。)
- (3) 市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める政策等
- (4) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等
- (5) 市の職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに市の職員間における競争試験について定める条例等
- (6) 納付すべき金銭について定める条例等
- (7) 市の会計、予算、決算及び契約について定める条例等(入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。)
- (8) 市の財産の管理について定める条例等(市が財産を交換し、出資の目的とし、支払手段として使用し、譲渡し、貸し付け、若しくは信託し、又は私権を設定することについて定める条例等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。)
- (9) 法令又は市の他の条例の規定により縦覧その他パブリック・コメント手続に準じた手続を実施して定めることとされている政策等

(10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の請求を受けて議会に付議する市の条例

【解説】

パブリック・コメント手続の対象となるものであっても、市民その他関係者の権利や義務に直接関係しないもの、パブリック・コメント手続を実施することが適当でないものについては、手続を行わないことを原則としました。

しかし、個々の政策等を定める背景や政策等の策定後に想定される状況などを総合的に考慮したときに、市民との合意形成や行政運営の透明性の向上など、市民と行政の双方にメリットとなる場合も考えられますので、ただし書において、実施機関の判断によってはこの条例を適用させ、パブリック・コメント手続を実施することもできます。

適用除外の詳細については、次のとおりです。

- (1) 条例の施行期日は、市民の生活にどの時点から影響が出るのかが決定される重要な要素となります。この施行期日については、条例の附則として特定の年月日が定められるものもありますが、場合によっては一定の猶予期間を置いて別に規則で定める日から施行するものなどもありますので、施行期日のみを定める内容の規則は、根拠となる条例制定の際に、その内容を含めたパブリック・コメント手続を経ているため適用除外としています。
- (2) 法令や条例の定めるところにより、具体の施設、区域などを定めるもので、法令や条例等の規定を単に当てはめるものについては、一般の基準や規範を定めるものではないと考えられるため適用除外としています。しかし、その内容が市民に重大な影響を与えると考えられる規制について定める告示などで、単なる当てはめといえないものは、適用除外とはしていません。
- (3) 市の職員の給与や勤務時間などの勤務条件に関するものについては、職員に対しての規準であり、直接的には市民の権利義務にかかわらないため、適用除外としています。
- (4) 市の組織について定めるものについては、行政内部にのみ適用するもので、直接的には市民の権利義務にかかわらないため、適用除外としています。
- (5) 市の職員の人事等に関するものについては、市長や執行機関の長が職員に対する指揮監督権の範囲内で定める事項であり、直接的には市民の権利義務にかかわらないため、適用除外としています。
- (6) 税や使用料・手数料などの納付すべき金銭について定める条例等は原則として適用除外としています。これは、地方自治法第12条第1項の条例の制定改廃直接請求権の規定において、住民であってもその制定改廃を求めることができないことから対象としないことを原則としています。

しかし、新たな税の創設や使用料・手数料体系の改定など、制定しようとする条例等の内容によっては、パブリック・コメント制度の目的達成のため、パブリック・コメント手続を行うことが考えられます。

- (7) 市の会計事務に関する事項については、行政内部にのみ適用するもので、直接的には市民の権利義務にかかわらないため、適用除外としています。

しかし、入札への参加や市との契約の相手方などに関する事項については、市の内部管理事項とはならないので適用除外とはしていません。

- (8) 市の財産の管理事務に関する事項については、会計事務と同様に基本的には市長などの権限として行政内部にのみ適用するもので、直接的には市民の権利義務にかかわらないため、適用除外としています。

しかし、市の財産や物品の貸し付けなどを受けようとする者などに関する事項については、市の内部管理事項とはならないので適用除外とはしていません。

- (9) 策定しようとする政策等の内容や性質に応じて、法令や他の条例で、縦覧等別の市民に意見を求める手続が定められているものがあります。この場合は、この条例の手続よりもそれらの法令や他の条例に定められる手続を優先させます。
- (10) 選挙権を有する住民は、地方自治法第74条の規定により、その総数の50分の1以上の署名をもって条例の制定や改廃について案を添えて請求することができます。

この請求を受けた場合、市長は、20日以内に条例案に対する意見を付けて議会へ提案しなければなりません。請求を受けた条例案については、市長は意見を付すだけで、修正することは許されていませんので、市民に意見を募っても条例案に反映させることができないことから適用除外としています。

(パブリック・コメント手続)

第5条 実施機関は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)その他意見を求める上で必要な事項を定め、パブリック・コメント手続を実施しなければならない。

- 2 前項の規定により公表する政策等の案は、具体的かつ明確な内容のもの及び当該政策等の題名を明示するものでなければならない。
- 3 意見提出期間は、第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリック・コメント手続を実施することが困難であるとき。
 - (2) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める条例等を定めようとするとき。
 - (3) 法令と実質的に同一の条例等を定めなければならないとき。
 - (4) 他の実施機関がパブリック・コメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
 - (5) 政策等が相互に密接な関係を有する場合で、一方の政策等を定めるに当たりパブリック・コメント手続を実施した後に当該政策等を踏まえた他方の政策等を定めようとするとき。
 - (6) 政策等を定める根拠となる法令又は行政計画若しくは条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。
 - (7) 法令又は他の行政計画若しくは条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他のパブリック・コメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。

【解説】

パブリック・コメント手続の流れについて定めています。

パブリック・コメント手続を実施するに際し、実施機関は、あらかじめ政策等の案を作成し、市民にその内容を的確に伝えるために関連する資料とともに公表します。

公表に併せて意見を提出する場合の手続方法についても定めます。必要事項としては、意見の

提出先、提出期間、提出方法、意見書を提出できる者の範囲、意見書への記載必要事項（氏名、連絡先など）が想定されます。

意見提出期間については、意見を提出できるだけの十分な期間が必要であることから原則として30日以上としました。提出方法については電子メール、郵送、FAX、持参が基本的な方法となります。また、よりよい政策等とするために政策等の案に対する意見を募るものですので、意見を提出できる者は、何人にも範囲を広げることが原則です。しかし、個々の政策等の内容（住民を対象とする政策や特定の事業者に対する規制など）によっては、一定の範囲の者から意見を募る必要があるものも想定されます。意見書への記載事項については、提出された意見の具体的な内容を確認する際の必要性から、氏名と連絡先を明らかにすることを基本としますが、政策等の内容によっては個人情報収集の制限を踏まえて、どのような者からの意見であるかを業務上把握する必要性を適正に判断した上で記載必要事項の種類を判断してください。

第4項は、形式的には意見を募る政策等に該当するものの、その具体的な事情や内容から広く市民に意見を募る必要性を有さないものや、合理性が認められないものについて、手続の実施のみを免除するものを定めています。

ただし、これらの政策等は、第1項に定めるパブリック・コメント手続を行わずに定めることになるますので、市の説明責任を果たすため、政策等の公布と同時期に、政策等の趣旨や手続を実施しなかった具体的な理由などを公表してください。

手続免除の詳細については、次のとおりです。

- (1) パブリック・コメント手続を実施すると政策等の策定までに一定の期間を要することとなり、手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれてしまう災害などへの緊急対応など公益上、緊急に政策等を策定する必要があるために手続を行うことが困難なものについては手続の実施を免除します。
- (2) 補助金など、一定の時期に集中して行われる予算議案の議会審議などを通じて成立した予算を根拠として、金銭の給付決定に必要な算定基礎となる金額や率、算定方法などを定める場合は、既に議会の議決を経ていることから、その後さらにパブリック・コメント手続を行うことは速やかな事業実施を困難にするため手続の実施を免除します。
- (3) 三郷市における事務に関する政策等ではあるものの、法定受託事務や事務処理の特例に基づく市の事務であるなど、その制度が国や埼玉県で統一をはかる必要がある制度については、市に裁量の余地がないことから手続の実施を免除します。
- (4) 市長の規則などと同様のものを他の執行機関でも定める場合などの政策等であって、すでに市長などの機関によってパブリック・コメント手続が実施されているものについては、あらためて手続を実施する意義がないことから手続の実施を免除します。
- (5) 公の施設を設置しようとする場合に、基本計画の中に重要なものとして位置付けられ、施設を建設しようとする際には施設の基本設計、実施設計などの建設計画や事業計画を定めて建築が進められ、その竣工の見通しなどを踏まえて公の施設の設置に関する条例が制定されることとなります。意見を適切に反映できる段階での政策等の策定の際にパブリック・コメント手続を行うことが重要であり、手続を行って定めた政策等を踏まえた次の段階での他種の政策等において、あらためて同様の内容についての手続を行うことは、有益性を欠く事となることから手続の実施を免除します。
- (6) 政策等の根拠となる法令や行政計画、条例等の規定の削除に伴い、それを受ける政策等の廃止が当然とされるものについては、実施機関に裁量の余地がないため手続の実施を免除としま

す。しかし、根拠となる計画や条例等の規定の削除自体は手続の対象となります。

- (7) 法令や行政計画、条例等の制定、改廃に伴い当然に必要な他の政策等の規定の整理、条項移動の整理、用語の整理など政策等の変更が軽微なものであり、市民に意見を求める必要性が低いものは手続の実施を免除します。

(パブリック・コメント手続の特例)

第6条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該パブリック・コメント手続に係る政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関は、その設置した審議会等の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該審議会等がパブリック・コメント手続に準じた手続を実施したときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らパブリック・コメント手続を実施することを要しない。

【解説】

第1項の規定は、意見の提出期間（30日以上）についての特例を定めています。政策等の策定は、法令改正に伴うもの、社会環境の変化へ対応するためのもの、予算成立によるものなどいろいろな要因によって行われます。しかし、要因となった法令改正がその施行までに十分な準備期間が設けられていない場合など、この条例の規定に基づくパブリック・コメント手続を実施して政策等の策定をすると、法令の施行に間に合わなくなることがあります。

このようなやむを得ない理由がある場合には、提出期間が30日を下回ることを認めるものです。この場合は、適切なパブリック・コメント手続を行えなかった説明責任を果たすために、政策等の公表の際に、やむを得ない理由についても併せて公表してください。

この特例は、政策等の実施機関が適切な事務処理を行っているにもかかわらず、30日以上の提出期間が設けられないのが前提であって、事務の遅延など実施機関の責めによることまでを許容するものではありません。

第2項の規定は、審議会等の報告や答申などを受けて政策等を策定するもので、その審議会等がこの条例で定めるパブリック・コメント手続に準じた手続を実施した場合は、効率性、費用対効果の観点から実施機関はあらためてパブリック・コメント手続を行わなくともよいとするものです。この特例を適用するためには、審議会等が行うパブリック・コメント手続が案の公表、意見募集期間など、この条例で定めている手続に準じたものとなっていることが必要であり、市民に意見を求める際に公表した報告や答申の案の内容が政策等の内容となるものであることが必要です。

(パブリック・コメント手続の周知等)

第7条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施する場合は、市民に対し、その実施の予告を行うこと等により周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めなければならない。

- 2 前項の予告は、第5条第1項に規定する公表の前に10日以上予告期間を設けるよう努めるものとする。
- 3 第1項の予告は、市の広報紙等で行うものとする。

【解説】

広く市民にパブリック・コメント手続の実施を伝えるために、予告制度を設けました。パブリック・コメント手続を実施する旨の予告、政策等に関連する資料の配布など、実施機関が立案しようとする政策等の内容に応じて工夫を凝らし、市民が政策等に対する意見を提出しやすい状況、環境を作ることに留意してください。

第2項は、公表の前に10日以上予告期間を設けることについて努めるものとするものです。

第3項は、予告は広報みさとや市のホームページなどで行うことを定めています。

(提出意見の考慮)

第8条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該政策等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分考慮しなければならない。

【解説】

市民から提出された意見を聴き置くのではなく、十分に考慮し、反映すべき意見については政策等の中へ反映し、市の考え方などについて説明責任を果たすことにより、市民に開かれた市政を築く行政の責務を定めています。

(結果の公表等)

第9条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布(公布をしない政策等にあつては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出。以下同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
 - (2) 政策等の案の公表の日
 - (3) 提出意見(提出意見がなかった場合にあつては、その旨)
 - (4) 提出意見を考慮した結果(パブリック・コメント手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。)及びその理由
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。
- 4 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかった場合は、その旨(別の政策等の案について改めてパブリック・コメント手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
- 5 実施機関は、第5条第4項各号のいずれかに該当することによりパブリック・コメント手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第1号から第3号までのいずれかに該当することによりパブリック・コメント手続を実施しなかつ

た場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。

- (1) 政策等の題名及び趣旨
- (2) パブリック・コメント手続を実施しなかった旨及びその理由

【解説】

結果公表の基本的な手続を定めています。

公表する内容は、政策等の案の公表と同様に、市民に対してわかりやすいものとする必要があります。公表の方法は、第11条にも定めていますが、ホームページによる方法が必須となりますが、政策等の案公表、意見募集の公表の際にホームページ以外の公表方法をとった場合は、市民の便宜を考え、それと同様の方法による公表も併せて行うことが望ましいと考えます。

第2項では、類似の意見が多数あった場合など、意見の内容を整理したものを結果公表するほうが市民に分かりやすい場合もありますので、必要に応じて意見を整理、要約したものをもちて公表することができることとしています。この場合には、実施機関の窓口などに提出意見を備え付けるなど閲覧などの措置が必要となります。なお、この提出意見の備付期間は、ホームページでの結果公表情報掲載と同期間が望ましいものではありませんが、物理的な問題もあるため、一定の期間経過後は、閲覧希望者の申出により開示することとなります。

第3項では、提出を受けた意見は、そのすべてが公表されることが原則ではありますが、意見の中に、個人が識別できる情報や特定の個人や法人の利害を損ねる情報などが記載される可能性があるため、個人情報保護制度や公文書公開制度における不開示事由に相当するような情報の部分に関しては、それらを除いたものをもって公表することができることとしています。

第4項では、パブリック・コメント手続を実施した政策等については、その立案を中止した場合であっても、その理由などを公にすることを定めています。なお、パブリック・コメント手続によって提出を受けていた意見は、公表することを要しないものとなりますが、その閲覧を求められたときは、公文書の開示請求に基づいて開示することとなります。

第5項では、手続の免除により、パブリック・コメント手続を実施しないで策定された政策等について、結果の公表に準じてその理由などを公表することを定めています。

(準用)

第10条 第8条の規定は第6条第2項に該当することにより実施機関が自らパブリック・コメント手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第6条第2項に該当することにより実施機関が自らパブリック・コメント手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第6条第2項に該当することにより実施機関が自らパブリック・コメント手続を実施しないで政策等を定めなかった場合について準用する。この場合において、第8条中「当該実施機関」とあるのは「審議会等」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「パブリック・コメント手続を実施した」とあるのは「審議会等がパブリック・コメント手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

【解説】

この規定は、第6条第2項の特例規定によって、審議会等がパブリック・コメント手続に準じた手続を実施した場合に、実施機関があらためて手続を行わなくてもよいとしていますので、審議会等が、実質的にパブリック・コメント手続を実施したこととできるための準用規定を定めています。

(公表の方法)

第11条 第5条第1項並びに第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）、第4項（前条において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による公表は、実施機関の事務所等における資料の備付け及びインターネットの利用により行うとともに、必要に応じ、その他適当な方法により行うものとする。

【解説】

パブリック・コメント手続においては、市民に政策等の案の内容を伝えたり、手続の結果を公表する規定があります。公表の方法としては、インターネットを通じた電子媒体による公表が迅速な行政手続、最少経費による効果から相応しいものと考えます。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法により市民に公表するものとする。

【解説】

市民がこの制度を利用したい時に、いつどの部署でどのような案件についてパブリック・コメント手続を行っているのかわかりやすいものとするため、パブリック・コメント手続の実施案件や実施状況を一覧表に作成して公表します。一覧表には、「政策等の策定案の名称」、「意見の提出期間」、「問合わせ先」等を記載し、公表の方法は、市のホームページによることとします。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項を、規則で定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関は、政策等を定めようとするときは、この条例の施行前においても、この条例の規定の例によることができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用については、当該実施機関がこの条例の規定により実施したものみなす。

3 前項の規定の適用がある場合を除き、実施機関がこの条例の施行の日から起算して90日以内に公布をする政策等については、この条例の規定は、適用しない。

【解説】

この条例を施行する際の必要な事項を定めています。

第1項は、この条例の施行期日を定めています。施行期日については、パブリック・コメント手続に関する市民への周知と行政内部への手続の徹底を図るための準備期間が必要であることから、平成20年4月1日から施行することとしました。

第2項は、条例施行に伴う経過措置を定めています。これは、政策等の策定過程において可能な限りパブリック・コメント手続を実施することは、市民にとって有益であることから、この条例の公布後は、各実施機関の判断で、この条例の規定の例によりパブリック・コメント手続を実

施することができます。

第3項は、条例施行後の猶予期間を定めています。この条例が施行されるまでの間に、各実施機関において政策等の立案作業が行われているもので、その作業が一定程度進行しているものについては、その作業への支障を避けるために、条例施行の日から起算して90日以内に政策等が公布されるものは、この条例の規定を適用させない猶予期間を設けました。